

角間池県自然環境保全地域
指定書及び保全計画書

平成元年 3 月

長野県

角間池県自然環境保全地域指定書

1. 指定理由

角間池は、長野県の北西端、北安曇郡小谷村北小谷戸土の南西、大綱峠近くにあり、新潟県と境を接する標高780メートルの地点に位置する。地滑りにより形成されたといわれ、南北約100メートル、東西約50メートルの広がりを持っている。

この池には、日本では数箇所しか生息していない学術上の貴重種であるアマゴイルリトンボや本州の特産種で1,000メートル以上の高地に稀産するといわれるルリイトトンボが多数生息している。特に、アマゴイルリトンボの生息域は、県内ではこの池付近に限定され、これは日本の分布の南限に相当する。

また、池の周囲には、ミヤマカワラハンノキ、ユキツバキ、ヒメアオキ、エゾユズリハなどの日本海要素の植物が分布している。

なお、この池の西側には、旧千国道（塩の道）が通っており、古来より人馬の往来が盛んで、ナギガマの故事等も残っている。現在は、この池付近の旧道は、ブナの二次林に囲まれ、優れた水辺景観を呈している。

このような優れた自然環境を保全するため、長野県自然保護条例第7条第1項第5号の規定により、県自然環境保全地域に指定する。

2. 自然環境の概要

(1) 植 生

この地域は、ブナ林域にあたり、現在の植生は、ブナを主とした二次林となっている。ミズナラ、サワグルミ、トチノキなどが多くみられ、種組成的には、ブナの自然植生に近いものである。

角間池の南側の一部にはミズゴケ湿原が発達し、モウセンゴケ、ヒメシダ、タヌキモ、オオカワズスゲ、オニナルコスゲなどの湿原植物がみられる。また、水辺には、ヨシが生え、水中には、コウホネ、ヒツジグサ、ヒメビシなどの水生植物がみられる。

(2) 動物

(イ) 哺乳類

この地域には、キツネ、タヌキ、アナグマ等が生息している。

(ロ) 鳥類

この地域には、コヨシキリ、ホトトギス、コルリ、キビタキ、ヒヨドリ、モズ、ウグイス、クロツグミ等が生息している。

(ハ) 両生類・は虫類

角間池周辺の地上には、モリアオガエル、ヤマアカガエル等の両生類や、カナヘビなどは虫類も数多くみられる。

(ニ) 魚類

この池は、Phが4.95と低いうえ、地形的に高所に位置し、流入流出河川がないため、魚類はみられない。

(ホ) 昆虫類

この地域の陸生昆虫としては、鱗翅目の蝶類26種及び蛾類4種並びに蜻蛉目(トンボ類)10種、鞘翅目(甲虫類)36種、双翅目(アブ類)2種、半翅目(カメムシ類)4種及び直翅目(バッタ類)6種が生息している。この中には、オオチャイロハナムグリ、マガタマハンミョウ、マヤサンコブヤハズカミキリなど高山性又は北方性の種が含まれている。

特に、水生昆虫としては、アマゴイルリトンボ、ルリイトトンボのほか、クロイトトンボ、アオイトトンボなどの蜻蛉目(トンボ類)の幼虫やコオイムシなどが多数生息している。

(3) 地形・地質・自然環境

この地域は、戸倉山(976メートル)の南東斜面に位置し、地滑り土塊の凹部に低湿地、凸部に小丘陵地が形成されたもので、岩石の露頭はほとんどみられない。角間池は、湧水もなく、雨水以外による水の流入はない。

県内で最も日本海に近く、気候的には北陸地方気候区に属し、冬季間の降水量が多く、積雪は2メートルから5メートルに達する豪雪地帯である。

3. 区 域

(1) 区域の概要

本地域は、戸倉山南東麓部の凹地に発達した角間池とその南側の湿地及びこれらを取りまく森林地帯である。

(2) 位置及び区域

長野県北安曇郡小谷村大字北小谷の一部
別添図面のとおり

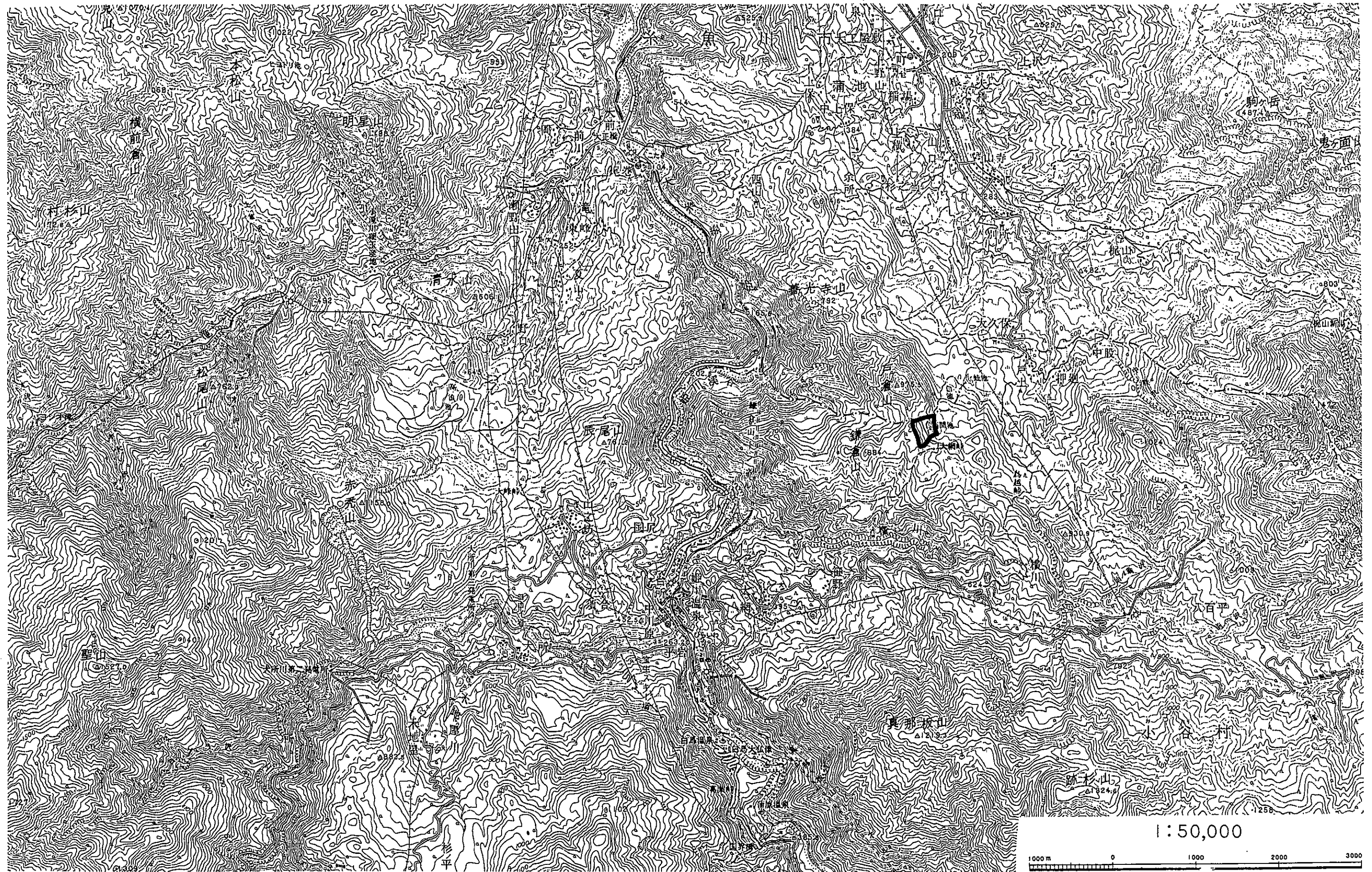
(3) 面 積

7, 22 ヘクタール

(4) 土地所有関係

公有地及び民有地

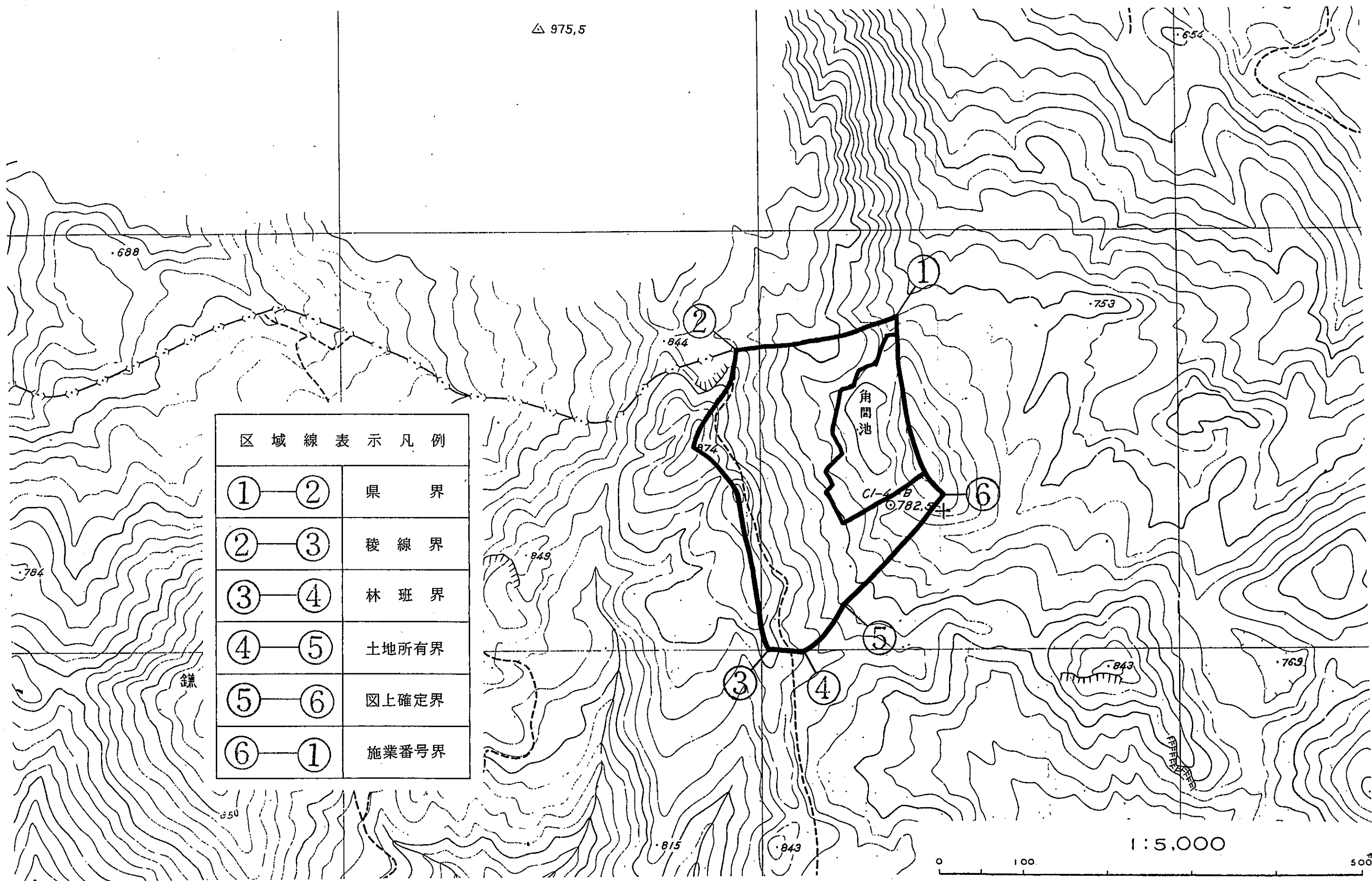
角間池県自然環境保全地域位置図



角間池県自然環境保全地域区域図

△ 975,5

区域線表示凡例		
①—②	県	界
②—③	稜	線
③—④	林	班
④—⑤	土	地
⑤—⑥	図	上
⑥—①	施	業
	番	号
	界	



角間池県自然環境保全地域に関する保全計画書

1. 自然環境保全に関する基本的事項

(1) 保全すべき自然環境の特質

角間池では、アマゴイルリトンボをはじめ、高山性のルリイトトンボ、大型のヤンマ類など10種のトンボがみられる。

この池は、トンボの成虫の産卵場所及び幼虫の生育場所となっている。水辺の植物及び周辺の森林は、成虫の生育、交尾活動のために必要であるとともに、餌となる昆虫が生息する場となっている。

(2) 権利制限関係等の概要

保安林及び天然記念物等の指定はない。

(3) 特別地区の指定及び保全のための規制に関する方針

トンボ類の生息場所である角間池及びその周囲の植生と昆虫類を保護するため、角間池を中心とした地域を特別地区に指定するとともに、希少なトンボ類を保護するため、特別地区の全域を野生動物保護地区に指定し、長野県自然保護条例第10条第3項各号及び第11条3項に掲げる行為について規制する。

(4) 保全施設に関する方針

管理上必要な巡視歩道を改良し、標識等を必要に応じ設置する。

2. 地区の指定に関する事項

特別地区は、次のとおりとする。

名称	位置及び区域	面積	土地所有別面積	摘要
角間池 特別地区	長野県北安曇 郡小谷村大字 北小谷 区域は別添図 面のとおりに	(ha) 1.50	(ha) 公有地 1.50	角間池県自然環境保全地域のうち角間池を中心とした地区

総括表

区 分	特 別 地 区			普 通 地 区			合 計		
	国 有 地	公 有 地	民 有 地	国 有 地	公 有 地	民 有 地	国 有 地	公 有 地	民 有 地
土地所有別 面積 (ha)	0.00	1.50	0.00	0.00	0.89	4.83	0.00	2.39	4.83
地区別面積 (ha)	1.50			5.72			7.22		
地区別比率 (%)	20.8			79.2			100.0		

3. 保全のための規制に関する事項

(1) 野生動植物保護地区は、次のとおりとする。

名 称	保護すべき野生 動植物の種類	位置及び区域	面 積	土地所有別 面積	摘 要
角間池野 生動植物 保護地区	アマゴイルリ トンボ ルリイトトンボ	長野県北安曇 郡小谷村大字 北小谷 区域は別添図 面のとおり	(ha) 1.50	(ha) 公有地 1.50	角間池特別 地区の全域

(2) 条例第10条第3項ただし書きの規定による許可を受けないで行うことができる木竹の伐採の方法及びその限度は、次のとおりとする。

区 域	伐採の方法及びその限度	面 積	土地所有別面積
長野県北安曇 郡小谷村大字 北小谷	択伐（伐採率 現在蓄積の30 パーセント以内）とする。	(ha) 1.50	(ha) 公有地 1.50

特別地区内不要許可木竹伐採総括表

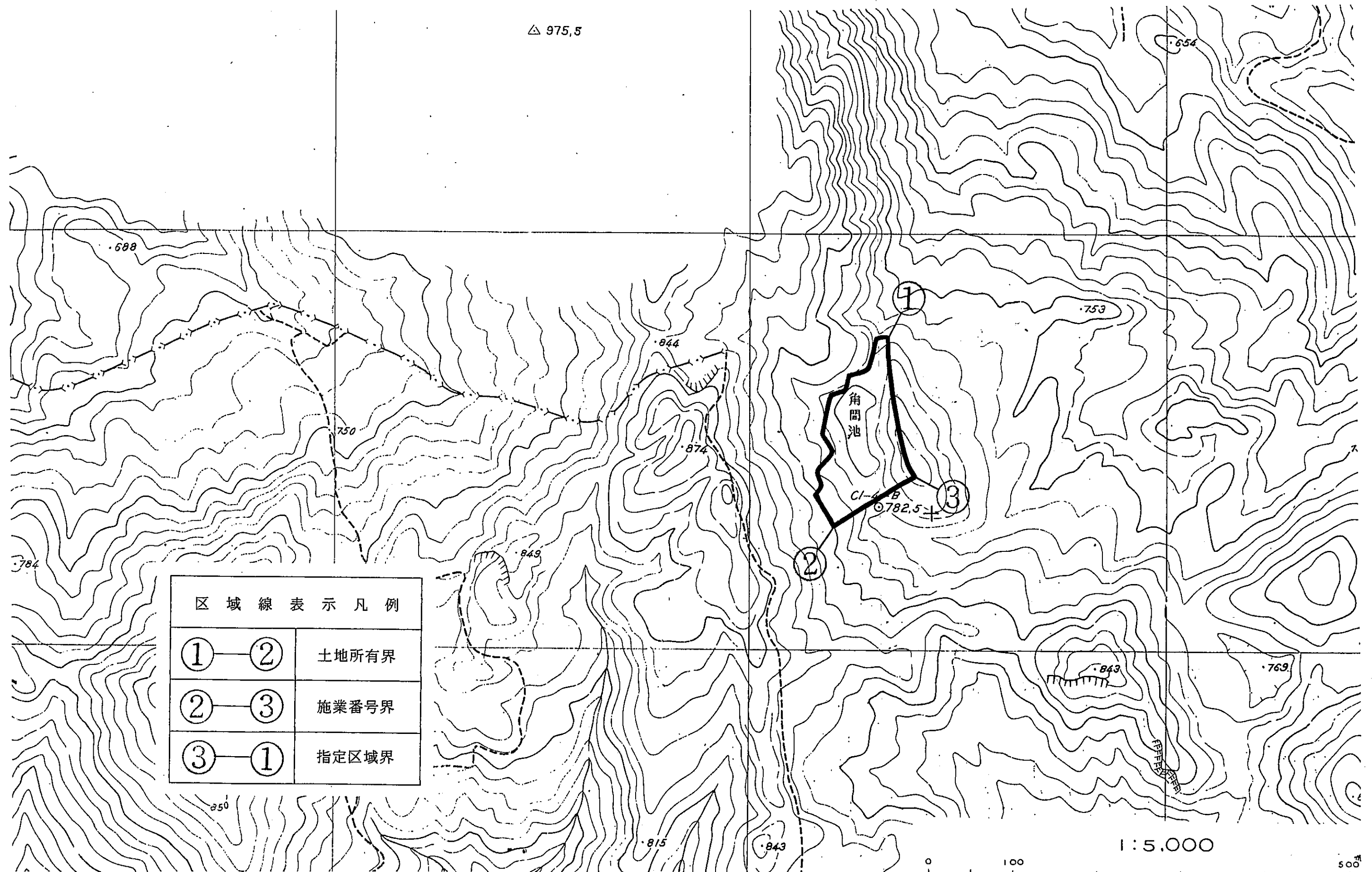
伐採方法 ・ 限度	禁 伐 等			30 % 以 内 等			そ の 他 の 度			合 計		
	国 有 地	公 有 地	民 有 地	国 有 地	公 有 地	民 有 地	国 有 地	公 有 地	民 有 地	国 有 地	公 有 地	民 有 地
土地所有別 面積 (ha)	0.00	0.00	0.00	0.00	1.50	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.50	0.00
方法・限度 別 面積(ha)	0.00			1.50			0.00			1.50		
方法・限度 別 比率(%)	0.0			100.0			0.0			100.0		

4. 保全のための施設に関する事項

保全施設は次のとおりとする。

施設の名 称・種類	位 置	規 模 構 造	工 種	摘 要
角 間 池 巡 視 歩 道	(起 点 ・ 終 点) 長野県北安曇郡 小谷村大字北小 谷字角間池外 別添図面のとおり	延長 350 m 巾員 1.0 m	改 良	
標 識	長野県北安曇郡 小谷村大字北小 谷字角間池外 別添図面のとおり		新 設	制札、柵、境界杭を含む。 必要箇所に設置する。

角間池県自然環境保全地域特別地区図



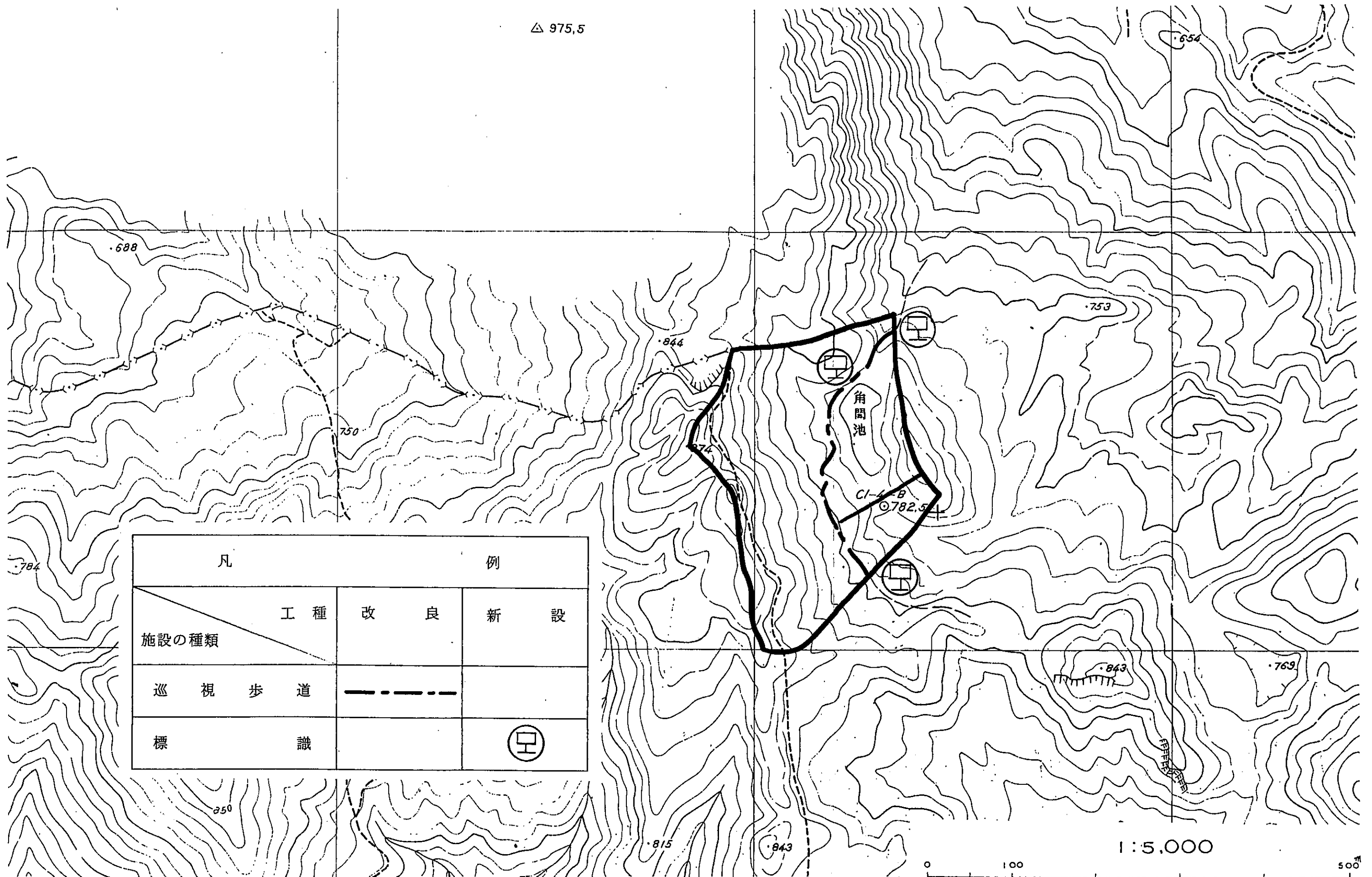
△ 975.5

区域線表示凡例		
①—②	—	土地所有界
②—③	—	施業番号界
③—①	—	指定区域界

0 100 500
1:5,000

角間池県自然環境保全地域保全計画図（施設）

△ 975.5



施設の種類	凡		例	
	工種	改良	新設	
巡視歩道		-----		
標識				⊠